

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 友利 博朗  
担当理事 宮城 政剛



「令和 5 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」の一部改正について  
(高齢者施設等における施設内療養の補助期間等の一部見直し)

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会を通じて「令和 5 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」の一部改正について(高齢者施設等における施設内療養の補助期間等の一部見直し)が届きましたのでご案内申し上げます。

また、関係文書は当会ホームページ(新着情報→新型コロナウイルス感染症関連情報)に掲載しております。

☆ 問合せ先(那覇市医師会 事務局:石垣・前泊 / 電話 098-868-7579)

.....記.....

沖医発第 310 号  
令和 5 年 5 月 24 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会  
理事 涌波淳子

「令和 5 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」の一部改正について  
(高齢者施設等における施設内療養の補助期間等の一部見直し)

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせ致します。

本件は、「令和 5 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」の一部改正について(高齢者施設等における施設内療養の補助期間等の一部見直し)の通知となっております。

今般の新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行に伴い、高齢者施設等における施設内療養の補助期間等の一部見直しが行われ、本件について詳細をお示ししている実施要綱「令和 5 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」の一部が改正されました。

主な変更点につきましては、【別添 2-2】の助成の内容及び要件についてとなっております。

併せて、厚生労働省において、令和 5 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業に係る Q&A 集の改訂版が取りまとめられたとの事です。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 「令和 5 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」の一部改正について(高齢者施設等における施設内療養の補助期間等の一部見直し)

(令和 5 年 5 月 16 日(日医発第 364 号)(介護))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課:赤嶺  
TEL:098-888-0087  
FAX:098-888-0089  
g2@okinawa.med.or.jp